

各都道府県・政令市・特別区水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第54号。以下「改正省令」という。）が、平成19年3月30日に公布され、平成19年4月1日から施行されることとなった。

ついては、下記に留意の上、貴管下の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者に対しこれを周知するとともに、その施行に遺漏のないようにされたい。

記

1. 改正の背景

耐塩素性病原生物対策については、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合には浄水施設に濾過等の設備が設けられなければならないこととしている。

しかし、必要な濾過設備が設置されていない施設が、特に小規模な水道施設に多く残存していることなどから、耐塩素性病原生物対策を一層推進していく必要があるところである。

一方、近年、紫外線照射によるクリプトスポリジウム及びジアルジアの不活化の有効性に関する知見が得られてきており、濾過と比べ簡便な手法として導入することが可能であると考えられる。

こうしたことから、耐塩素性病原生物対策に紫外線処理を新たに位置づけることとしたものである。

2. 改正の概要

原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれのある水道施設は、これらを除去することができる濾過等の設備を設けることとされているが、地表水を原水としておらず、かつ、処理される水の水質が紫外線処理に適したものであって、耐塩素性病原生物を不活化できる紫外線処理設備が設けられている場合にはその限りではないこととするとともに、紫外線処理設備が備えるべき要件を定めるものである。

3. 留意事項

（1）第5条第1項第8号関係

イ ただし書イの規定は、井戸水、伏流水、湧水等の地下水を原水とする場合であって、

取水施設の位置及び構造、原水の水質検査の結果等から、地表水を直に取水していないことを確認できることをいうものであること。

ロ ただし書ハの規定における「原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備」について、紫外線処理は耐塩素性病原生物のうちクリプトスポリジウム及びジアルジアの不活化に有効であることは明らかにされているところであるが、これら以外の耐塩素性病原生物による汚染のおそれがある場合には、当該生物に対する紫外線処理の有効性について慎重に検討し、紫外線処理によりこれらを不活化できると判断できない場合には、これらを除去することができる濾過等の設備を設けなければならないこと。

(2) 第5条第9項関係

イ 第3号の規定は、紫外線照射装置による紫外線の照射量が必要な量となっていることを常時監視することができるものであることをいう。

ロ 第4号の規定における濁度の監視は、紫外線が照射される水の濁度が紫外線処理に支障がないものであることを常時監視することができるものであることをいう。

ハ 第4号の規定における水量の監視は、紫外線照射槽を流れる水が必要な時間、紫外線に照射されていることを常時監視することができるものであることをいう。

ニ 第4号ただし書の規定における「濁度が紫外線処理に支障を及ぼさないことが明らかである」とは、過去の原水の水質検査の結果等から判断されるものであること。

ホ 第5号の規定における紫外線ランプの状態の監視とは、紫外線ランプの破損及び点灯状況等を常時監視できるものであることをいう。